

仕様書

1. 業務内容

長崎県立こども医療福祉センター施設内より排出される、産業廃棄物及び感染性産業廃棄物（以下、「産業廃棄物等」という。）の処理を行うものとする。

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3. 業務場所

排出場所 諫早市永昌東町24番3号 長崎県立こども医療福祉センター
産業廃棄物倉庫

4. 産業廃棄物等の種類及び数量

種 類	単 位 ・ 規 格	予 定 数 量
廃プラスチック類	50L/袋	97袋
ガラスくず	50L/袋	9袋
感染性産業廃棄物	20L/箱	157箱

最終数量は、現場確認において確認した数量とする。

5. 業務範囲

長崎県立こども医療福祉センター（以下「センター」という。）内の産業廃棄物等の収集・運搬及び処分までの処理業務とする。

産業廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。収集場所等においては、取り残しがないよう最低限の清掃を行うこと。

6. 安全対策

センター内での収集・運搬作業に際しては、安全確保に注意を払うこと。

作業中の事故等については、センター側は無関係とするので、センター職員や来客者に対する安全対策や保険等必要な措置をとること。

火気取扱には特に注意し、センター敷地内では禁煙とする。

7. 産業廃棄物税相当額について

当該契約により排出され、長崎県又は他県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物等については、産業廃棄物税額をマニフェストに記載された重量等により請求時に請求するものとし、長崎県又は各県・政令市の産業廃棄物税条例に従い適正に処

理すること。

契約期間中に課税特例の施設として認定を受けた場合は契約担任者にその旨の通知を行うこと。

8．損害賠償

本契約の履行過程において、建物及び従属物等に対し、請負者の責により損傷、破損、損失等の損害を与えた場合は、建物及び従属物については、原型復旧するものとする。

9．業務報告

請負業者は、処分作業が完了したときには、直ちに業務終了報告書を提出すること。収集・運搬業務は、マニフェストB 2票で、処分業務についてはマニフェストD票に替えることができる。なお、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。

10．その他

本業務を履行するために必要と認められる事項は、協議の上、適宜実施するものとし、本仕様書に明記なき事項については、適宜センター職員の指示により実施するものとする。